

改 正 案	改 正 前
<p>[福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領]別表第1(第2条関係) 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第4条に基づく土砂埋立て等を行うときの許可申請に対する処分に係る審査基準</p> <p>第1章 一般的基準 (略)</p> <p>第2章 技術的基準</p> <p>第1節 災害発生の防止</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 土砂流出防止施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 沈砂池等の設置は、次の(1)、(2)及び(3)に該当するものであること。 (1) 沈砂池等の容量は、次のア及びイにより算出された土砂埋立区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。</p> <p>ア 施工期間中における流出土砂量は、土砂埋立区域1ヘクタール当たり1年間に、<u>特に目立った表面浸食のおそれが見られない場合は200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に浸食のおそれが高い場合は600立方メートル、それ以外の場合は400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。</u> なお、土砂埋立て等が短期間で終了する場合は、最低4箇月を限度とする所要月数相当量としてよい。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第5 排水施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水施設の構造は、(1)及び(2)に該当するものであること。 (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア (ア)、(イ)a～c (略) d 雨量強度式は、表-4によること。 (表-2、表-3 略)</p>	<p>[福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領]別表第1(第2条関係) 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第4条に基づく土砂埋立て等を行うときの許可申請に対する処分に係る審査基準</p> <p>第1章 一般的基準 (略)</p> <p>第2章 技術的基準</p> <p>第1節 災害発生の防止</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 土砂流出防止施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 沈砂池等の設置は、次の(1)、(2)及び(3)に該当するものであること。 (1) 沈砂池等の容量は、次のア及びイにより算出された土砂埋立区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。</p> <p>ア 施工期間中における流出土砂量は、土砂埋立区域1ヘクタール当たり、<u>1年間におおむね300立方メートルを標準とする。</u> なお、土砂埋立て等が短期間で終了する場合は、最低4箇月を限度とする所要月数相当量としてよい。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第5 排水施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水施設の構造は、(1)及び(2)に該当するものであること。 (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア (ア)、(イ)a～c (略) d 雨量強度式は、表-4によること。 (表-2、表-3 略)</p>

改正案

表-4 雨量強度式

適用区域	10年確率	20年確率	30年確率	50年確率	100年確率	200年確率
(福岡農林事務所管内全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡	$\frac{5880}{t+36}$	$\frac{6910}{t+40}$	$\frac{7531}{t+42}$	$\frac{8328}{t+45}$	$\frac{9517}{t+49}$	$\frac{10780}{t+53}$
(八幡農林事務所管内) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区 (行橋農林事務所管内全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	$\frac{5494}{t+34}$	$\frac{6265}{t+36}$	$\frac{6752}{t+37}$	$\frac{7353}{t+39}$	$\frac{8161}{t+41}$	$\frac{9017}{t+43}$
(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管内全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市、嘉徳郡、鞍手郡、田川郡	$\frac{6298}{t+37}$	$\frac{7245}{t+40}$	$\frac{7850}{t+42}$	$\frac{8623}{t+44}$	$\frac{9712}{t+48}$	$\frac{10858}{t+51}$
(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	$\frac{7033}{t+41}$	$\frac{7954}{t+44}$	$\frac{8484}{t+46}$	$\frac{9148}{t+47}$	$\frac{9983}{t+49}$	$\frac{10925}{t+51}$

イ (略)
(表-5 略)

(2) (略)

第6 調節地

1 (略)

2 調節池の設置は次の(1)から(5)までによるものであること。

(1) 調節容量は、当該土砂埋立区域の下流において、土砂埋立て等に伴い、ピーク流量が増加することによりこれを安全に流下させることができない地点が生じる場合は、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における土砂埋立て等を行っている期間及び土砂埋立て等の完了後のピーク流量を当該土砂埋立て等前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

(2) (略)

(3) 余水吐の断面は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定されるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上を流下させるものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

余裕高は、構造の種類に応じて適正に確保すること。

改正前

表-4 雨量強度式

適用区域	10年確率 (排水施設)	30年確率 (調節池容量)	100年確率 (余水吐)
(福岡農林事務所管内全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡	$\frac{6548}{t+42}$	$\frac{8228}{t+47}$	$\frac{10306}{t+54}$
(八幡農林事務所管内) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区 (行橋農林事務所管内全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	$\frac{4541}{t+28}$	$\frac{5269}{t+29}$	$\frac{6088}{t+31}$
(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管内全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市、嘉徳郡、鞍手郡、田川郡	$\frac{6250}{t+38}$	$\frac{7610}{t+40}$	$\frac{8966}{t+42}$
(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	$\frac{5743}{t+34}$	$\frac{6840}{t+38}$	$\frac{8038}{t+42}$

イ (略)
(表-5 略)

(2) (略)

第6 調節地

1 (略)

2 調節池の設置は次の(1)から(5)までによるものであること。

(1) 調節容量は、当該土砂埋立区域の下流において、土砂埋立て等に伴い、ピーク流量が増加することによりこれを安全に流下させることができない地点が生じる場合は、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における土砂埋立て等を行っている期間及び土砂埋立て等の完了後のピーク流量を当該土砂埋立て等前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

(2) (略)

(3) 余水吐の断面は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定されるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上を流下させるものであること。

余裕高は、構造の種類に応じて適正に確保すること。

改 正 案	改 正 前
<p>(4) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。<u>やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。</u></p> <p>(5) <u>用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節地を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節地の設置に代えることができる。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(4) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。</p> <p>(新設)</p> <p>3～4 (略)</p>